

栄養機能食品の追加に関する

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示・新開発食品調査合同部会審議結果について

栄養機能食品の追加について、本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示・新開発食品調査合同部会（以下「合同部会」）で審議された。

○ 本日の審議の概要は、以下のとおり。

- ・ 厚生労働大臣から、栄養機能食品として追加するマグネシウム、銅、亜鉛の表示の基準を定めることについて、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、薬事・食品衛生審議会に諮問がなされた。
- ・ 合同部会としては、その表示の基準について下表とすることについて了承した。（今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で審議されることとなる。）

栄養成分	上限・下限量	機能表示	注意事項
マグネシウム	80mg～300mg	マグネシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
銅	0.5mg～5mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
亜鉛	3mg～15mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。

(参考) 今後の予定

パブリックコメント、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議を経て、告示の改正等を行う予定。